

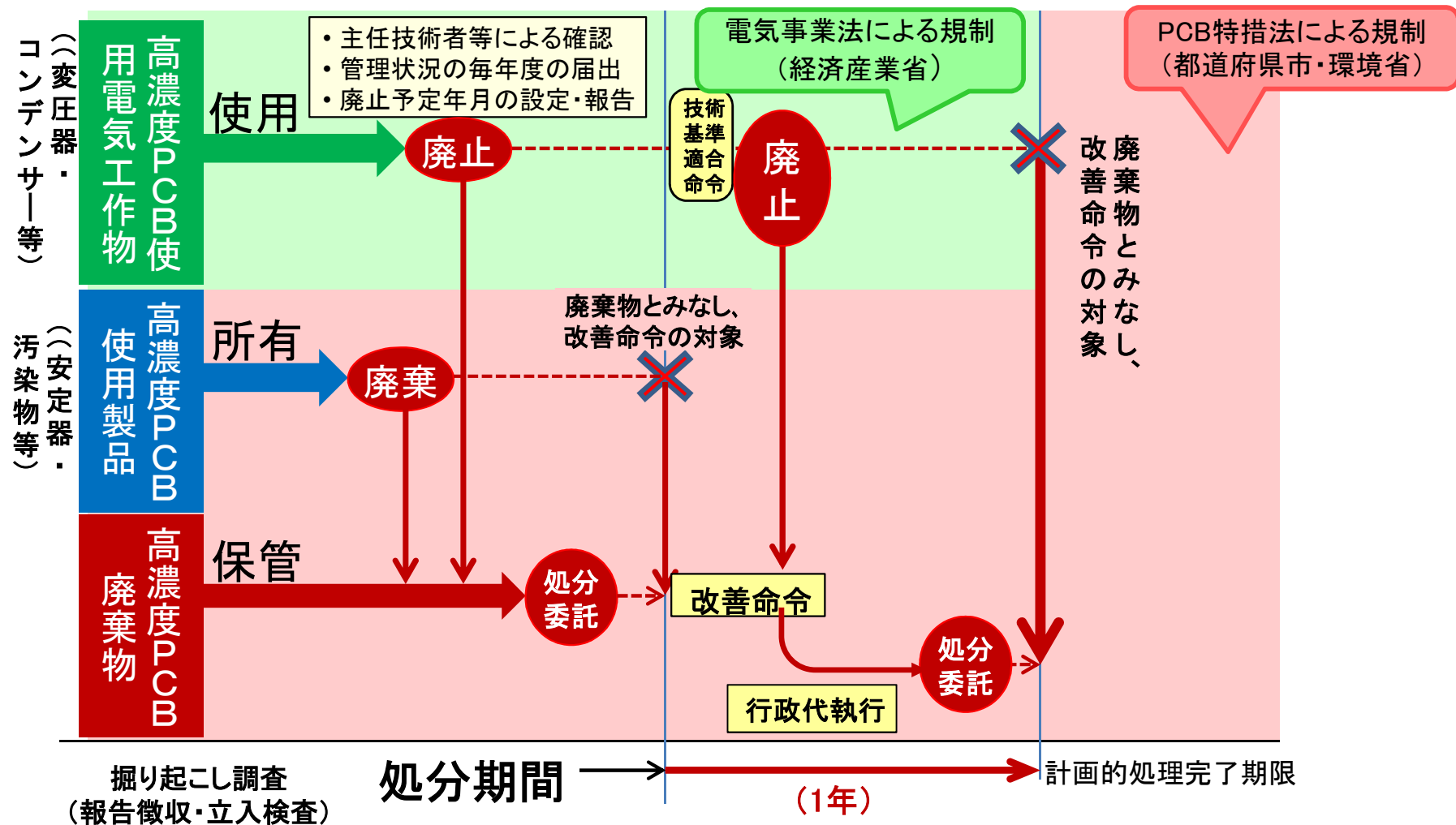
北九州事業地域の変圧器・コンデンサー等の
他地域へ展開すべき先行的取組・事例

平成31年3月
環境省廃棄物規制課

1. 北九州事業地域の自治体による 行政処分等の処理促進の取組

北九州事業地域の自治体による行政処分等の概況

- 処分期間(平成30年3月末)までに処分委託されなかった高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサーについて、計画的処理完了期限までに確実に処理を完了するため、行政処分(改善命令、代執行)を含めた対策を実施。
- 平成30年末まで(~12月)は改善命令、代執行(理由:改善命令違反、不明・不存在)を実施。
- 平成30年度末(平成31年1月~3月)は代執行(理由:改善命令を行っていないとまが無い)を実施。



平成30年末まで(～12月)の行政処分の実施結果

- 改善命令又は代執行の対象となった事案は、11県市で計17件。
- 資金不足や自治体の指導に従わず処分委託を行わない保管事業者に対し改善命令を発出したのは9件。
 - ・改善命令期限内に履行完了:2件
 - ・改善命令期限後に保管事業者が処分委託を実施:4件
 - ・改善命令期限後に代執行を実施:1件
 - ・法人登記は残っているが実質的に存在しない(休眠状態)ため、代執行を実施:2件
- 保管事業者が既に破産している等(不明・不存在)により、改善命令を経ずに直接代執行を実施したのは8件(うち1件は12月発覚も、平成31年2月代執行実施)。

事案① 改善命令を発出し、履行された事案

- 処分期間中にJESCO登録したものの支払ができず契約解除となり、違反状態となったため改善命令発出。履行期限は中小減免の申請があることを踏まえ2ヶ月後に設定。
- 命令期間中、継続的に指導を行ってきた結果、履行期限日に収運契約が整い命令履行が完了した。

事案② 保管事業者不存在により代執行を実施した事案

- 山中の「雑品ヤード」から大量(約200台)の濃度不明のコンデンサーが発見された。
- 環境省の支援事業を活用し、積み上げられた機器の平置き、銘板確認、一部機器の濃度分析等を経て、事案発覚から機器の特定までに約2ヶ月半をかけて92台が高濃度として確定。
- 元々の保管事業者と推測される者(スクラップ業者に機器を有価物として売却した者)が既に不存在となっていることから、直接代執行を実施した。

年度末(平成31年1月～3月)の行政処分等の実施結果

考え方

- 1月時点で契約発効していないもの及び1月に新規発覚したものは、改善命令を行ういとまが無いため、保管事業者に直ちに処理意向を確認し、処理の意向が無い場合及び処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなかった場合は、代執行を実施する。
- 2月～3月に新規発覚した事案は、直ちに行政代執行を実施する。
- 保管事業者が不明又は不存在の場合は、ごく短期間の公告の上、代執行を実施する。
- これらについて環境省から北九州事業地域の自治体に通知し、説明会を実施した。

実施結果

- 1月時点で契約未発効のものは23件(16区市)、1月に新規発覚した事案は27件(15区市)であり、いずれの保管事業者も処理意向を示し、契約発効期限日(発覚日から14営業日以内)までに契約発効した。
- 2月～3月に、いとま無き代執行により契約・搬入した事案は20件(16区市)。
- 保管事業者不明又は不存在による代執行により契約・搬入した事案は5件(5区市)。

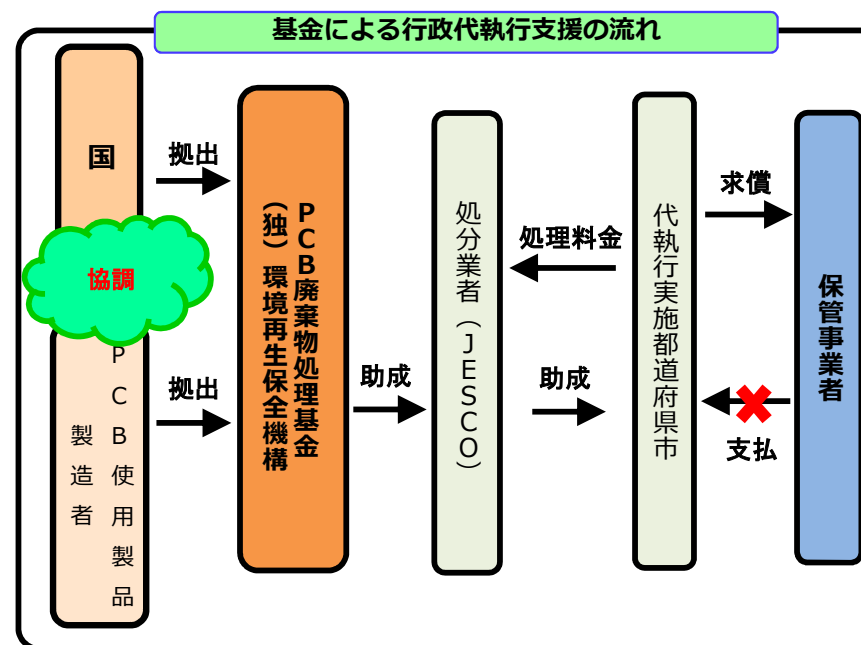
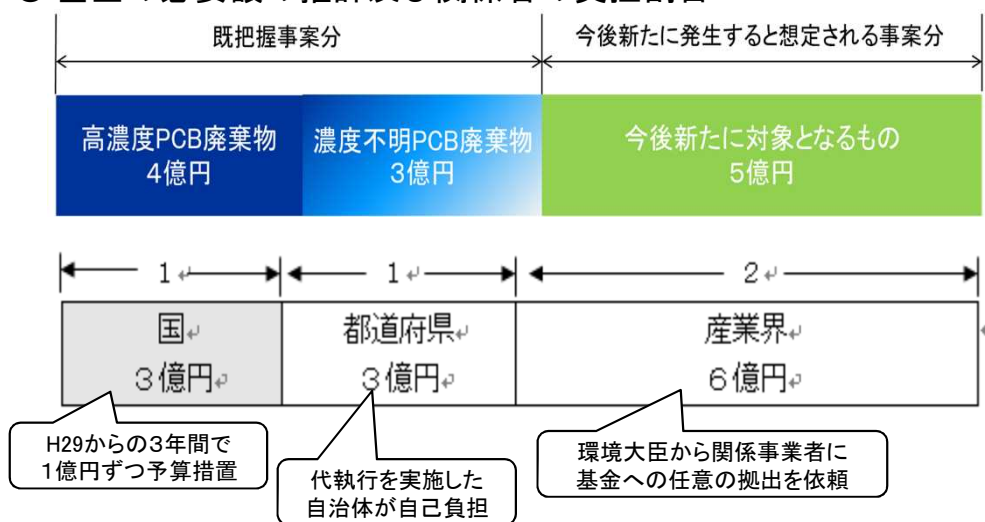
主な発覚経緯

- 電気保安協会による定期点検、自治体による安定器調査、改修工事、大掃除等の契機で、人目につかない倉庫等から発見された。
- 学校施設のX線装置、病院のレントゲン機器、空港の閃光装置等から内蔵型コンデンサーが発見された。これら事案については他施設へも共有され、各施設において残存有無が確認された。

高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援について

- ◆ 高濃度PCB廃棄物に関し、保管事業者が処分期間内に処分を行わない場合、都道府県市が代執行を行うこととなる。その費用は、保管事業者から徴収することが原則であるが、使用機器の製造から40年以上が経過する中で、破産、死去等により保管事業者が不存在の場合など、徴収が困難と見込まれる事例も存在する。
- ◆ このような場合、都道府県市が、事務執行に係る負担に加えて代執行に係る費用の全てを負担することは必ずしも適当ではないため、(独)環境再生保全機構に置かれている「PCB廃棄物処理基金」の枠組みを活用し、国、関係事業者(PCB及びPCB使用製品製造者)から費用を支援する。
- ◆ 具体的には、都道府県市が代執行を実施した場合に、その必要額の3/4をPCB廃棄物処理基金より支援する。

○ 基金の必要額の推計及び関係者の負担割合



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(抜粋)

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

第四条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)

第二十二条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

都道府県市による行政代執行の支援

- 自治体が代執行する上で必要となる手続きを迅速かつ適正に遂行できるよう、専門家派遣等による実務支援を行うため、予算事業により以下を実施。
- これまでに、対象物が大量であるなど対応が困難な3件の事案について支援を実施。

<具体的な支援内容>

(1) 代執行に係る書類作成等の補助

(具体例)

- 行政代執行実施にあたり必要となる詳細な経費見積もり等に関する技術的支援
- 代執行の対象者・対象物の特定等に関する法令面・技術面での支援【実績1件】
- 代執行対象物の処理委託に当たっての詳細性状分析に関する支援【実績1件】

(2) 代執行に係る現地確認等の実施補助

(具体例)

- 現地確認等の実施に際しての電気主任技術者等の専門家の派遣【実績1件】
- 代執行による廃棄物の搬出等の具体的方法の検討及び実施に係る支援(対象機器に汚損がある場合の取扱い等を含む。)【実績2件】
- 代執行に係る手続きに関する一般的な相談・確認への助言

※ 上記に例示したもの以外にも、自治体のニーズ等に合わせ順次必要な支援を行っていく

2. 処分期間内の処分のための留意事項 ～北九州事業地域における処分期間後の発掘事例から～

北九州事業地域における処分期間後の新規発掘事例

- 北九州事業地域の高濃度PCB廃棄物である変圧器、コンデンサー等については、処分期間の平成29年度までに、約12,000件の事業者がJESCOに登録し、処分が進められてきた。
- 一方、処分期間後の平成30年度に、高濃度PCB廃棄物である変圧器、コンデンサー等の存在が新規に発掘され、JESCOに登録された事例が241件あった。

新規発掘したPCB廃棄物の種類

PCB廃棄物の種類	事案数	数量		
		廃変圧器類	廃コンデンサー類	廃PCB
廃コンデンサー類	214件	—	435台	—
廃変圧器類	1件	1台	—	—
廃変圧器類及びコンデンサー類	2件	1台	13台	—
廃PCB(試薬等)	24件	—	—	37個
合計	241件	2台	448台	37個

事業者名の自家用電気工作物設置者リスト掲載の有無

自家用電気工作物設置者リストへの掲載	事案数	
事業者名がリストに掲載あり	193件	80%
事業者名がリストに掲載なし	48件	20%
合計	241件	100%

新規発掘のきっかけ①

新規発掘のきっかけ		事案数	
電気主任技術者関連	電気主任技術者の調査で発掘	25件	53件
	電気主任技術者の交替・新任で発掘	12件	
	産業保安監督部による保安協会の廃棄物調査・電子台帳再精査で発掘	15件	
	産業保安監督部の選任指導中に発掘	1件	
整理・解体関連	倉庫・空家等の整理中に発掘	20件	56件
	年末大掃除で発掘	2件	
	建物解体で発掘	15件	
	機器の更新・解体等で発掘	19件	
自家用機器以外の調査等関連	安定器の掘り起こし調査に伴い発掘	7件	23件
	低濃度機器、非自家用機器の掘り起こし調査等に伴い発掘	13件	
	土地改良区内のポンプ付属機器からの発見事例を受けた地方環境事務所から自治体への注意喚起を通じて発掘	3件	
試薬関連	地方環境事務所から自治体への試薬再調査の注意喚起を通じて発掘	16件	19件
	試薬の整理、廃棄方法の確認で発掘	3件	

新規発掘のきっかけ②

自治体の取組関連	自治体による再確認の文書等で発掘	6件	15件
	自治体による産廃の立入検査で発掘	4件	
	自治体によるPCB特措法に基づく立入検査で発掘	3件	
	自治体によるPCB特措法の届出の再精査で発掘	2件	
テレビCM関連			13件
その他	事業者による再調査で発掘	12件	44件
	濃度分析で高濃度と判明	7件	
	外部業者の指摘で発掘	5件	
	不動産売買、破産管財人により発掘	5件	
	メンテナンス会社のエレベータ点検に伴って発掘	1件	
	上記以外	14件	
不明			18件
合計			241件

- 電気主任技術者が関連する発掘事例が53件あった。使用中の機器のみならず、保管中の機器についても、電気主任技術者との緊密な連携、協力が重要である。
- PCB廃棄物の調査を目的としない、倉庫等の整理、片付けや、建物の解体や電気設備の更新等の工事の際に偶然に発掘された事例が56件あった。
- 安定器の掘り起こし調査等、他の調査に伴って発掘された事例が23件あった。
- 自治体からの再確認の文書、立入検査等、自治体の追加的な取組によって発掘された事例が15件あった。
- 事業者がテレビCMを見たことで発掘された事例が13件あった。

処分期間内の処分のための留意事項：処分期間中に発掘されなかった原因の考察

掘り起こし調査との関係		事案数	
アンケート 回答有	PCB廃棄物「有り」との回答	37件	128件
	PCB廃棄物「不明」との回答	5件	
	PCB廃棄物「無し」との回答	84件	
	PCB廃棄物「処分済」との回答	2件	

掘り起こし調査との関係	事案数
アンケート未回答	13件
アンケート未達	4件
アンケート調査結果不明	48件
アンケート調査対象外	48件
合計	241件

処分期間内の処分のための留意事項

- アンケート調査対象の事業者の新規発掘事例が193件で、うち128件は回答有の事業者であった。
 - ・ PCB廃棄物「有り」及び「処分済」との回答だった事業者の大部分は過去に処分歴のある事業者であり、機器の見落としが原因と考えられたため、事業者による調査の徹底が重要、特に大企業に多いので注意が必要である。
 - ・ PCB廃棄物「無し」との回答だった事業者から新規発掘された事案も多いことから、漏れが無いよう現場を確認した上で回答してもらうことが重要である。また、電気絶縁物処理協会の台帳(P協データ)に記載の事業者であれば、入念的に再確認することも有効と考えられる。
 - ・ 「未回答」の事業者からも、可能な限り回答を得ることが重要である。
 - ・ 「未達」の事業者には、①当該住所に機器が存在しないこと、②当該事業者が別の場所に機器を保有していないこと、を確認することが重要である。
 - ・ 特筆すべき原因として、「電気主任技術者の未選任」、「遊休施設の調査漏れ」、「処理期限の誤認」、「電気機器の重量の誤認(3kgを境に処分期間が異なる)」等があり、事業者への指導、注意喚起、周知・広報が重要と考えられる。
- アンケート調査対象外の事業者の新規発掘事例が48件あった。
 - ・ かなり以前に高圧受電を止めた等の理由により、自家用電気工作物設置者リストに掲載されていなかった事業者の自家用機器が30件あったことから、P協データの活用等による掘り起こし等が重要と考えられる。
 - ・ その他、廃業後の当該住所が更地のためアンケート調査対象外とされた等の事業者も6件あった。
 - ・ 試薬が22件(うちアンケート調査対象外は2件)あったことから、高濃度の使用済試薬、使用しなかった試薬についても、期限までに処分が必要であることを、関係事業者に周知、注意喚起することが重要と考えられる。
 - ・ レントゲン装置等の自家用電気工作物以外の廃棄物が32件(うちアンケート調査対象外は10件)あったことから、事例の共有による関係事業者等への周知、注意喚起等が重要と考えられる。